

公布された規則のあらまし

佐賀県漁業調整規則の一部を改正する規則（規則第 30 号）

- 1 船舶ごとに許可を要する漁業の分類等を見直すこととした。（第 7 条、第 8 条、第 48 条～第 50 条関係）
- 2 えびこぎ網漁業の漁具の制限を緩和することとした。（第 39 条関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を設けることとした。